

○職員手当の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

・期末手当・勤勉手当 ※国の制度と同じ

1人あたり平均支給額 (平成 27 年度) : 147 万 7 千円
平成 27 年度支給割合
・期末手当 : 2.60 月分 (1.45 月分)
・勤勉手当 : 1.60 月分 (0.75 月分)
※ () 内は再任用職員の支給割合です。
※職制上の段階・職務の級等による加算措置あり。

・退職手当 ※国の制度と加算措置が一部異なる

1人あたり平均支給額 (平成 27 年度)		
・自己都合 : 251 万 9 千円		
・勸奨・定年 : 2,281 万 6 千円		
支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
※その他の加算措置 : 定年前早期退職特別措置 (2 ~ 20%加算)		

・地域手当 (普通会計)

支給実績 (平成 27 年度決算)	1 億 4,304 万 9 千円
支給対象職員 1 人あたり 平均支給年額 (平成 27 年度決算)	266,385 円
支給対象地域	市内全域
支給率	7%
支給対象職員数	534 人
国の制度 (支給率)	10%

※普通会計とは、国民健康保険事業・介護保険事業等の特別会計と水道事業・下水道事業の企業会計を除いたものをいいます。
 ※一般行政職とは、特別職 (市長・議員等)・技能労務職・消防職・教育職などを除いた職員をいいます。

・扶養手当 ※国の制度と同じ

内容	平成 27 年度 支給実績
・配偶者 : 13,000 円	5,587 万 9 千円 (支給職員 1 人あたり 平均支給年額 : 232,829 円)
・配偶者以外 : 6,500 円 (配偶者のない職員の扶養親族 1 人 : 11,000 円)	
・満 16 歳の年度初めから 満 22 歳の年度末までの子 : 1 人につき 5,000 円加算	

・住居手当 ※国の制度と同じ

内容	平成 27 年度 支給実績
・借家 : 最高支給限度額 27,000 円 ※平成 24 年度より 持ち家主居手当を廃止	1,996 万 4 千円 (支給職員 1 人あたり 平均 支給年額 : 246,469 円)

・通勤手当 ※国の制度と支給額が一部異なる

内容	平成 27 年度 支給実績
・交通機関利用者 : 最高支給限度額 55,000 円	4,308 万 4 千円 (支給職員 1 人あたり 平均支給年額 : 88,832 円)
・交通用具利用者 : 2Km 以上 5Km ごとに設定	

・時間外勤務手当 (普通会計)

区分	平成 26 年度	平成 27 年度
支給総額	8,019 万 9 千円	8,221 万 2 千円
職員 1 人あたり支給年額	223,395 円	224,010 円

・特殊勤務手当 (普通会計) (全職種)

支給実績 (平成 27 年度決算)	2,436 万 3 千円
支給対象職員 1 人あたり 平均支給年額 (平成 27 年度決算)	435,053 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	10.4%
手当の種類 (手当数)	3

勤務時間 その他の勤務条件の状況

○勤務時間

月～金曜 (休日・祝日を除く) 8 時 30 分～17 時 15 分
 うち休憩時間 1 時間、1 日 7 時間 45 分勤務
 (本庁などの場合、一部出先機関(クリーンセンター等)を除く)

○年次有給休暇

1 年度につき 20 日付与 (現年度付与分のみ翌年度に繰越可能)
 平成 27 年度 平均取得日数 : 8.9 日

○特別休暇の種類など

ドナー休暇・ボランティア休暇・子の結婚休暇・結婚休暇・
 産前休暇・産後休暇・生理休暇・育児時間休暇・育児参加
 休暇・配偶者の出産・忌引休暇・夏季休暇・リフレッシュ休暇・
 妊娠通勤緩和休暇・子の看病休暇・病気休暇・介護休暇

研修の状況 (平成27年度実施内容)

・奈良県市町村職員研修センター実施分

【一般研修】36 人 : 各種階層別研修 (新規採用職員・中堅・
 係長・課長補佐級・課長級)

【専門研修】59 人 : 滞納整理実務研修/法学 (民法・地方
 自治法) 研修/契約事務研修/補助事業執行事務適正化研
 修/パソコン研修/文書作成力向上研修/実践 OJT 研修
 等

・その他派遣研修 227 人 : 人権を考える市民集会等 各種人
 権研修/自治大学研修/奈良県イベント力向上研修 等

・独自研修 88 人 : 手話研修/新規採用職員研修/メンタル
 ヘルズ研修/自殺予防対策研修

福利厚生などの状況

職員の厚生制度として、地方公務員法第 42 条の規定にも
 とづき、大和郡山市職員共済組合を設置し、職員の元気回復、
 その他厚生に関する事業を行っています。

この職員共済組合は、職員の会費 (毎月の給料月額に
 1000 分の 5 を乗じた額) で運用されています。

また、職員の共済制度は地方公務員等共済組合法にもとづ
 き、職員と市が分担拠出する財源により、短期給付事業 (医
 療関係等)、長期給付事業 (年金関係)、福祉事業 (人間ドク
 ク事業等) を行っており、厚生年金・国民年金・健康保険・
 国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

公務災害補償・利益の保護の状況

○公務災害補償の概要

公務上、通勤途上の災害により、負傷または死亡した場合
 には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

公務災害	傷病 : 6 死亡 : 0	(平成 27 年度実績)
通勤災害	傷病 : 5 死亡 : 0	

○公平委員会の状況

業務の種類	件数
勤務条件に関する措置の要求	0 件
不利益処分に関する不服申し立て	0 件
苦情の処理	0 件